

平成二十四年十二月三日（月曜日）

第六委員会室

午後一時開議

出席委員 十三名

委員長 山口 拓君

副委員長 田中 健君

副委員長 田中たけし君

理事 松葉多美子君

理事 神林 茂君

理事 門脇ふみよし君

小林 健二君

たきぐち学君

大島よしえ君

高橋 信博君

吉倉 正美君

遠藤 衛君

大沢 昇君

欠席委員 なし

出席説明員

都市整備 局長技監兼務  
局

次長

技監

理事

飯尾 豊  
君

目黒 克昭  
君

安井 順一  
君

藤井 寛行  
君

理事	田崎 輝夫 君
総務部長	浅川 英夫 君
都市づくり政策部長	町田 修二 君
住宅政策推進部長	細渕 順一 君
都市基盤部長	石川 進 君
市街地整備部長	鈴木 昭利 君
市街地建築部長	砂川 俊雄 君
都営住宅経営部長	瀧本 裕之 君
企画担当部長	佐藤 伸朗 君
連絡調整担当部長	黒川 亨 君
景観・プロジェクト担当部長	永島 恵子 君
住宅政策担当部長	香山 幹 君
民間住宅施策推進担当部長	笹沼 正一 君
航空政策担当部長外かく環状道路担当部長兼務	山下 幸俊 君

防災都市づくり担当部長	西倉 鉄也 君
防災都市づくり調整担当部長	加藤 隆 君
多摩ニュータウン事業担当部長	栗岡 祥一 君
耐震化推進担当部長	小野 幹雄 君
経営改革担当部長	桜井 政人 君
再編利活用推進担当部長	上野 雄一 君
建設推進担当部長	山田 雅史 君
営繕担当部長	妹尾 高行 君

本日の会議に付した事件

都市整備局関係

付託議案の審査（質疑）

・ 第百九十四号議案 東京都雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例

・ 第百九十五号議案 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

付託議案の審査（決定）

・ 第百九十四号議案 東京都雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例

・ 第百九十五号議案 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

請願陳情の継続審査について

特定事件の継続調査について

○田中（健）委員 上程されました百九十五号議案について質問をさせていただきますと思います。

先日の事務事業の質疑の中で、低炭素型の都市づくりに寄与する取り組みを進めていくことが重要であるとの観点から、都市開発の機会をとらえて低炭素の都市づくりを誘導していくべきだという質問をさせていただきました。

そのとき局からは、都市開発の諸制度の適用に当たり、最新のコージェネレーションのシステムや太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、また、高効率な照明や断熱性の高いガラスの採用など、二酸化炭素の排出量を削減する取り組みを進めることにより、トップレベルの環境性能を整えた良好な建築ストックの形成を促進し、最先端の低炭素都市の実現を目指す、こういった答弁をいただいたところであります。

そして、今般、都市の低炭素化の促進に関する法律が成立して、今後、低炭素化に資する建築物の新築や改修の計画を認定する制度がスタートいたします。

今回、提案されております百九十五号議案、都市整備局関係手数料の一部を改正する条例は、これに対応するものであるということでもあります。この改正の内容について、まず伺いたいと思います。

○砂川市街地建築部長 都市整備局関係手数料条例では、都市整備局が所管する事務に関する手数料について、徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期を定めております。

今回の条例の一部改正は、九月五日に公布された都市の低炭素化の促進に関する法律が、明日十二月四日に施行されることに伴いまして、低炭素建築物新築等計画について、所管行政庁が国の定める技術的基準などに適合することを審査し、認定する制度が創設されたことにより行うものでございます。

認定の申請に対する手数料については、一戸建て住宅や共同住宅などの建築物に対応した額を定め、申請時に徴収することとしております。

○田中（健）委員 手数料は今回示されておりますが、行政側から指定したこの適合性の確認機関で事前の審査をした場合と、それ以外の場合に応じてそれぞれ設定がされておりました、それによって大分大きな手数料の差も出てきております。

その差について伺いたいと思いますが、どのように手数料を設定されたのか伺います。

○砂川市街地建築部長 申請に対する手数料につきましては、法の施行に伴い知事が指定することとなる適合性確認機関が事前に審査する場合と、行政庁ですべてを審査して認定する場合には、都の事務量が異なることから、それぞれの場合に区分して設定しております。

さらに、建築物の用途や規模、住戸数などに応じて、国が法の施行に先立って示した標準的な事務量に、都で定めている単価を乗じて手数料を算定しております。

○田中（健）委員 この内容についてお聞きしていきたいと思っておりますが、先ほど答弁がありまして、まだこの法が施行されていないということでもありますので、例えば適合性確認機関がどのような機関になり、また民間のどこが指定になるのか、さらには、適合性機関が事前審査する場合と、また行政側でそれをする場合と、どのくらいの比率になるのかというようなこともお聞きしたかったわけですが、これも始まってみないとわからないということでありました。

この申請が爆発的に急遽ふえるというようなことは、なかなか考えづらいわけですが、しかしながら建築確認のときもありましたが、民間と行政がやる場合、そのスピードの差があったり、またおくれたりということも多々あった例がありますので、ぜひ今回この条例を定めるに当たって、どのくらい申請があるのか、また、どのくらい準備をするのか。先ほど都の事務量という話がありましたが、これによって都の事務量というのも大きく変わってくるかと思っておりますので、ぜひ、この認定の申請についての審査が円滑に進むように、また適切に対応されることを要望いたしたいと思っております。

また、今回の認定の取得は、住宅においては所得税のローン減税、

または登録免許税の引き下げなどの特典を受けることで、インセンティブを上げていこうといったことがこの法律であると聞いております。

このような制度の活用によってですね、口では、なかなか、低炭素施策、また低炭素のまちづくりというのは、聞こえはよくですね、だれもが反対する……総論は反対することはないのでありますが、ではどうやって進めるのかといったときに、こういったインセンティブが大きく働くこと、またさらにそれを進めることが必要と考えておりますので、この認定制度の円滑な運用によりまして、引き続き低炭素型の東京の実現に向けた取り組みを進めていただきたいと、最後に要望を申し上げまして質問を終了したいと思います。